

多世代交流事業の交付金について

【目的】

子どもから高齢者まで、地域の多様な世代が交流する機会を創出し、地域コミュニティの活性化および住民同士の絆を深めることを目的とします。

【事業概要】

- **交付金額：** 上限額が定められています。上限の範囲内で申請してください。
- **対象となる経費：**
 - 講師やパフォーマー(マジシャン、演奏家等)への謝礼
 - 炊き出しにかかる材料費
 - 消耗品費、印刷代、会場借用料など
- **対象外となる経費：**
 - 記念品や参加賞の購入費用
 - 特定の個人や団体のみが利益を得る支出

地域課題枠 多世代交流事業

※実施報告書提出ご実費分のみ支払います

区名	世帯数	R7敬老事業費	R7区活動交付金	R7合計	多世代交流費	R8A枠行政連絡業務	R8	R8-R7
中畑	38	45,000	135,500	180,500	19,000	139,400	158,400	-22,100
新城	210	132,000	366,800	498,800	105,000	363,000	468,000	-30,800
城が丘	145	82,500	301,900	384,400	72,500	278,500	351,000	-33,400
つつじが丘	160	52,500	298,000	350,500	80,000	298,000	378,000	27,500
今郷	72	81,000	184,900	265,900	36,000	183,600	219,600	-46,300
巖峨	97	118,500	213,500	332,000	48,500	216,100	264,600	-67,400
和野	88	103,500	204,400	307,900	44,000	204,400	248,400	-59,500
合計	810	615,000	1,705,000	2,320,000	405,000	1,683,000	2,088,000	-232,000

※世帯数×@500

【手続きの流れ】

1. **事業実施前：**「交付申請書 兼 事業計画書」を提出してください。
2. **事業実施後：**「実施報告書 兼 請求書」を提出してください。
3. **提出書類を確認後各区の口座へ振込みます。**